

1 子育て支援施策の推進について

(2) 保育人材の確保に向けて

【提案・要望先】 内閣府・厚生労働省

～提案・要望事項～

- 全国的に保育士や保育教諭不足が深刻な状況にある中、保育の担い手が安定して働き続けることができるよう、賃金引き上げなどのさらなる処遇改善策を実施するなど、効果的な確保対策を講じること。
- 保育士確保に向けた取組みに対する、養成施設の学生や潜在保育士に対する就職促進などのさらなる支援の拡充を行うこと。

【現状と課題】

- 保育士や保育教諭の給与は全職種と比較すると依然として低額であることなどから、人材不足が全国的な問題となっており、施設においては必要な人数の保育士・保育教諭を確保できず、子どもを受け入れることができない状況が生じ、待機児童解消にも大きな影響を及ぼしている。
- 多くの民間施設では、人材派遣会社や紹介業者に頼らざるを得ない状況となっており、人材が定着しないことによって教育・保育の質の向上を図ることが困難となりかねない。
- 十分な人数を確保できないことで、実際に勤務する保育士や保育教諭の負担も増大し、このことが離職を誘発する要因にもなり、より人材不足が深刻化している。
- 国において、これまでも人事院勧告に準拠した給与引き上げのほか、処遇改善等加算による措置が行なわれているが、施設運営に必要な人件費については本来、公定価格の基本額において確実に担保されるべきものである。
- 独自の補助金制度構築のほか、宿舍借上助成や就職準備金貸付などの人材確保策を講じているが、自治体間の競争の激化や地域間格差が生じるだけで、保育士・保育教諭不足の抜本的な解決には至っていない。
- 今後、女性の就業率の上昇や国の幼児教育・保育無償化などを背景に、さらなる保育ニーズの高まりが予想され、保育の担い手不足の一層の深刻化が懸念される。各自治体での独自施策によらず保育人材の確保ができるよう、より効果的な財政支援を講じるなど、早期に抜本的な対策を国の責務において実施すべきである。

【参考】保育士の有効求人倍率の推移(大阪府)

平成29年1月	平成30年1月	平成31年1月
3.58	5.13	5.80



(効果)

待機児童対策の推進への寄与
教育・保育の質の向上

【本件に関する連絡先】

子ども青少年局 幼保運営課長 花田 研一 (TEL : 072-228-7231)
幼保推進課長 近藤 芳広 (TEL : 072-228-7173)